
論 説

19世紀イランの地方社会の 有力者による「財産保有」策 ——ファトフアリー・ハーン・ドンボリーの 二通の遺産目録を手がかりに——

阿 部 尚 史

は じ め に

20世紀のパフラヴィー朝以前のイランでは中央集権性が希薄であったため、地方社会の有力者⁽¹⁾は、通時代的に重要な構成要素と見なされ、これまで、主に彼らの職掌の相伝、数世代に亘る名声や政権と地方社会の仲介者としての役割などが議論されてきた（羽田1991：236-241）。しかし、比較的史料が豊富な18、19世紀であっても、彼らの重要な特徴である土地・不動産所有（Good 1981：272）に関しては、近藤1994と Werner 2000の他、見るべき研究が少ない。近藤は、個々の有力者（家系）が、カージャール朝成立の余波に動搖し、変容しつつも、地方社会に影響を持ち続けた「継続性」を重視する（近藤1993；1996）。ヴエルナーは、王朝成立による政治的変動が、地方社会の支配を担う有力者層の「交替」を惹起したと指摘する（Werner 2000）。両者は、社会経済的側面に関する貴重な情報を提供する一方、上記の議論（中央の政治権力が地方社会の有力者〔層／家系〕に与えた影響を考察すること）の延長線上で、ワクフ財産や不動産売買などを分析した傾向がある⁽²⁾。従って、有力者の財産基盤、所有構造、相続経緯など社会経済的具体像そのものの解明には、まだ多くの検討課題が残されている⁽³⁾。

こうした不足を補うため、筆者は、大土地所有者であった有力者を例に、その財産相続、血縁集団成員の財産との結びつき、成員相互の関係を論考する。取り上げたのは、18世紀以降、イラン北西部

の中心のタブリーズに力をもったナジャフコリー・ハーン・ドンボリー Najafqoli Khān Donboli とその子孫である。既に前稿（阿部2009）では、「イランにおける名家の継続性」という些か曖昧な議論の有効性を検証するため、18世紀後半から19世紀前半までのこの血縁集団の財産状態・規模を確認し、財産の継続性の有無を考察した。その結果、彼らの財産は、シャリーア（イスラーム法）の相続規範に基づき分割されていき、その継続性は乏しいため、系譜上の繋がりなどの表面的な継続性を相対的に捉える必要があると述べた。

前稿での財産の帰属・移転に関する分析では、法的な所有権を重視して論じたが、一方で、財産と実質的な持ち主との関係は、常に厳密な法的所有権に規定されるとは言い切れない。故に本稿では、法的な所有権から切り離された、より包括的な財産の保有・管理の実態を検討し⁽⁴⁾、財産「保有」の内実を考察する。その上で、ナジャフコリーの子孫による意図的な財産存続の試みを説明したい。

こうした研究により、ナジャフコリー・ハーンの子孫らが、遺産分割を厳密に定めるシャリーアの規範を回避し、世代を超えた富の存続を目指したことが解明されるならば、「継承すべき家業・家産をもつ永続的な家族集団」としての「家」（國方2009：3）という枠組みを利用してこの血縁集団を把握することも可能になるだろう。そして、イランの地方社会の有力者を、財産という切り口を通して理解し、（中央政府との関係をひとまず切り離し）地方社会の現象としてとらえたい。この試みは、他地域の類似の存在（日本の武家や公家、オスマン朝のアーヤーンや中国の郷紳、また西欧の土地貴族など）と比較する上での糸口ともなる。

本稿の分析では、財産目録・遺産目録などの文書史料を利用する。こうした目録類は、イラン史研究ではあまり用いられていないが、マムルーク朝・オスマン朝史研究では活用され、社会経済史分野で優れた成果を生んでいる⁽⁵⁾。具体的には、前記のナジャフコリー・ハーンの玄孫で、1875年1月27日に没したハージー・ファトフアリー・ハーン Hāji Fath ‘Ali Khān（同名の祖父と区別のため、以下ファトフアリー2世と記す）の遺産目録を中心に考察し、他の文書も援用し論

述を進める。この遺産目録は、イラン国立公文書館北西支部（在タブリーズ）に所蔵されるアミールキャビーリヤーン文書に含まれる。

遺産目録は、ワクフによる寄進や財産の隠匿により必ずしも被相続人の財産全てを記載するとは限らないという（永田・永田 1994: 444）。本稿では遺産目録のもつ限界に着目し、複数の遺産目録の間に見られる差異や他史料との齟齬を見出し、こうした差異・齟齬から看取される、有力者の財産「保有」と、それと密接に関係する財産移転の試みを解明したい。まず第1章ではファトフアリー2世と彼の複数の遺産目録を紹介する。第2章で、2通の遺産目録の財産情報を比較し差異を抽出し、シャリーア文書⁽⁶⁾をもとに差異の根拠を探り、さらに祖父以来の財産移転の仕組みとの関連を論じる。第3章で、遺産の分割結果を示した上で、分割された財産が外部からいかに認識されたのかを、行政関連文書等に照らして説明する。

1：ファトフアリー・ハーンと2通の遺産目録の概要

1) ファトフアリー・ハーンについて

ファトフアリー2世は、18世紀後半タブリーズを統治したナジャフコリー・ハーン・ドンボリーの玄孫に当たり、ハルハール総督等を務めたボユク・ハーン Boyük Khān（本名ナジャフコリー。同名の曾祖父と区別ため、以下通称の「ボユク」を用いる）と、カージャール朝の皇太子アッバース・ミールザーの娘メフルジヤハーン・ハーノム Mehrjahān Khānom（通称ハージーイエ・シャーザーデ・ハーノム）との間に生まれた（本稿末の系図参照）。彼は1852/1268年、父ボユクが死去した後、若くして⁽⁷⁾父のトユール（註（17）参照）を継承した（Asnād 296011353；296011230）。『タブリーズ史』の著者ナーデル・ミールザー Nāder Mīrzā は、彼と親しく、著書に簡潔な伝記を残しているので一部引用する（『タブリーズ史』：232）。

栄誉と財産の点で、父を凌駕した。知性あふれ、義侠心ある若者であり、家の門は開かれ、開放的な心の持ち主だった。有力者と交流があり、その結果、位階を得た。最初、外務大臣代理職を得た。その後、タブリーズに戻り総督となつた。ヒジュラ

暦12??年⁽⁸⁾、彼に疑惑が向けられた。故なきか否か、神のみぞ知る。シャカーキー族の支配権を与えられ、一年その地にいた。その後、総司令官アズィーズ・ハーン・モクリー ‘Azīz Khān Mokrī が再びアゼルバイジャンに赴任した。この若者（ファトフアリー2世）は地位を安堵され、昇進を重ね、そのうちに総司令官は死去した。サー・ヘブ・ディーヴァーン Sāḥeb Dīvān 閣下⁽⁹⁾が赴任した。側近として、ファトフアリー2世の役割は重要性を増した。陛下により、彼はアゼルバイジャン総督の称号を与えられた mokhāṭeb kardand。（後略）

この伝記は、ファトフアリー2世が主にアゼルバイジャン地方で活動し、最終的に総督の称号を得たことに加え、テヘランの中央政府とも一定の関係を有していたことを伝える。

ファトフアリー2世は1875年1月に没し、遺産目録が作成された。（ムスリムにとっては、）相続人に未成年者がいる場合、遺産目録を作成する義務が生じるとされる（Establet et Pascual 1994: 30-31）。彼が死去した時の相続人は、母（メフルジャハーン）、妻（モエッヅドウレの娘 şabiye-ye Mo‘ezz al-Dowle。シャーザーデ・ハノムとも記される）、娘5人、息子4人（ホセインコリー Ḥoseynqolī、ロトフアリー Lotf ‘Alī、ミールザー・アリー Mīrzā ‘Alī、ミールザー・ハサン Mīrzā Hasan（相続完了前に死去））の11人である。

イラン国立公文書館北西支部には彼の遺産目録らしき文書が、管見の限り4通所蔵されている。2通は債務等が明記されず不完全な文書である。このため名称確定など補助的に利用し、資産・債務双方の記載がある残る2通を主に分析する。文書 Asnād 296011258を「目録1」、文書 Asnād 296010015を「目録2」と便宜上名づけ、考察を進める⁽¹⁰⁾。

2) ファトフアリー2世の遺産目録1 (Asnād 296011258)について
目録1は、4枚の紙を貼り合わせた縦長の文書である。正確には遺産目録 sūrat-e matrūkāt に加え、シャリーア文書（註（6）参照）である法的勧告 hokm-e sharī’i と合意文書 moṣālehe nāme も含むこ

とを考慮に入れておきたい。末尾に作成の日付1875.7.20/1292.jomā dā 2.16と合意締結者2名の捺印がある⁽¹¹⁾。各部分の概略は以下の通りである。

(遺産目録部分)：冒頭に「故ハージー・ファトフアリー・ハーン総督の遺産目録 šūrat-e matrūkāt-e marḥamat o ghofrān panāh-e Hājī Fath ‘Alī Khān Beyglarbeygī tāba tharāhu」と書かれ、3枚の紙が財務専門書体のスィヤーク体で書かれた目録部分に充てられている。記述は遺産処分の原則的な順序に沿っている。まずファトフアリー2世の遺産と債務を列举し、遺産総額から債務を差し引き、遺贈を行い、割当相続人（母と夫人）が相続した後に、被相続人の子供たちに、男女2対1の比率で残りの遺産を分割する（本稿末の表参照）。

(法的勧告部分)：法的勧告部分と合意契約は、目録部分終了後に位置し、貼り合わされた紙の4枚目にあたる。目録部分とは別に法的勧告+合意契約文書が作成され、後日、必要に応じて貼り付けられたと考えることもできる。

法的勧告は、故ファトフアリー2世が生前に陳述 eqrār した、母メフルジャハーンへの全財産の贈与を無効とし、遺産の1/3までの贈与（=遺贈）を定めている。全財産贈与を退ける根拠は、それが原因で死に至った病に罹患した時点の贈与は、遺贈と見なされ、全財産の1/3までとする「死の病 maraž-e mowt」の規定⁽¹²⁾である。故人の娘の請願を参考すると、故人の夫人（と娘）の遺産請求を受けて勧告が発給された経緯が確認できる⁽¹³⁾。

(合意契約)：法的勧告に従い、故人の母メフルジャハーンと故人の夫人モエッソウドウレの娘は合意契約を締結した。夫人は、婚資 mahriye と配偶者遺留分1/8 thommīye と相続完了前に没したファトフアリー2世との間の子の相続分を、さらに加算して受け取り、これ以上の権利を主張しないよう定められた。この合意契約は、被相続人の死後約半年で締結されている。恐らく故人の妻と母双方とも紛争の長期化を望まなかったためであろう。夫人に対し正規の額に加算した上で両者が合意に至っているため、メフルジャハーン側が早期の解決を望んだとも推測できる。

3) 目録 2 (Asnād 296010015) について

目録 2 は、貼り合わされた 3 枚の紙からなる。タイトルは「故ハージー・ファトフアリー・ハーンの動産・私有地・店舗群目録 *ṣūrat-e mokhallafat va amlāk va dakākin-e marḥūm Ḥāji Fath ‘Alī Khān*」で、いわば「財産目録」と呼ぶべきものである⁽¹⁴⁾。目録 2 には、目録 1 に含まれる法的勧告と合意契約部分がない。さらに、目録 1 に記載された各財産物件の価格が、目録 2 には記されず、従って財産総額も示されないため、相続経緯の計算部分も省かれている。つまり、目録 2 は、資産と債務のみが記された純然たる目録である。取分計算、法的勧告、合意契約を含む、法的に正式な目録 1 を作成するための「草案」として、目録 2 が用意された可能性もある。いずれにせよ、故人の財産を記録した目録であるため、目録 2 も遺産目録といえそうだが、この点には慎重を期したい。というのも、実は、2 通の目録の解読を進めると、目録 2 にのみ記され、目録 1 にはない財産物件が浮かび上がるためである。従って、次章では、2 通の目録の情報の相違を検討し、その相違の背景を考えたい。

2 : ファトフアリー・ハーンの財産保有と 相続との関係性について

1) 遺産目録 1 に記される不動産情報

目録 1 によれば、ファトフアリー 2 世の遺産総額 41349 トマン余のうち、不動産の割合は約 70%、債権は 5.2%、動産は 22.7%、前年の収入の余剰分が 2 % を占める。本稿では、不動産物件の帰属先に注目して議論を進めるので、まず、目録 1 に記載される不動産物件の内訳を列挙しておきたい（括弧内は目録に記された価格で単位はトマン。以下同じ）。

（市内物件）：ノウバル地区のバーグ（庭園）と建物およびトゥープチー・バーシーのカナート（1500）、ノウバル地区のバーグの一部であるハージー・ラスールの小バーグ（120）、サー・ヘボルアムル広場の店舗群（4000）、ハフト・キャチャラーン広場の店舗（250）

(市外物件)：マランドの村々 [=バールージュ村半分⁽¹⁵⁾、キャレ・ギール村半分、アルバターン村半分(目録2より)] (1400)、ボニース村半分(3400)、ケブチャーケ村半分(1275)、アーカー・アリー村・グーグダラク村半分(1950)、マレクザーデ枝村とアーク・カーリーズのカナート(4400)、スイース村半分と水車等の持分とバーラーチェシュメのカナート(5000)、アーカー・ハーンのカナート、ロスタム・ハーンのバーグ、ザヒーラーバードのカナートの持分(1500)、ラーズリーケ村にある土地(780)、アミール・ザカリヤー村とハーンのバーグ(3000)、アルカランディース村にある土地(358)

この一覧から、ファトフアリー2世の不動産資産の特徴を知ることができる。まず、市内物件としては、(タブリーズの大バーザールの裏の) サー・ヘボル・アムル広場の大規模な店舗群(72軒)と、ノウバル地区のバーグや小規模な店舗に限られる。市外の物件としては、アミール・ザカリヤー村のみ全持分を所有する。他の物件の多くは、持分率半分である。

既往の研究は19世紀後半のイランの地方有力者の資産状況に関する情報を欠き、ファトフアリー2世の資産の多寡を客観的に判断するのは困難である。しかし、筆者が以前抽出した19世紀前半のファトフアリー・ベグ(彼の祖父)の資産(1824年頃)(阿部2009:63-64)と比較してみると、ファトフアリー2世の財産はさほど多くなく、特に市外に所有する農村の少なさは顕著である(ファトフアリー2世の12村に対し祖父は最低で23村)。ファトフアリー・ベグは「ベグ」の称号から分かる通り、高官ではなかった⁽¹⁶⁾。他方、ファトフアリー2世は、早逝したとはいえ、順調に昇進し、生前アゼルバイジャン総督となっていた。両者の政治的・社会的影響力の差を考量すると、ファトフアリー2世の財産の少なさは若干奇妙である。ところが、目録2には、より多くの財産が記され、彼の実質的な財産が必ずしも以上に限られていなかつたことが分かってくる。そこで次に目録2に記される不動産物件と照合し、2つの目録の性質の差異を説明したい。

2) 目録1、目録2における不動産物件の異同と

母メフルジャハーンの財産

目録1は、シャリーア文書（法的勧告と合意文書）を含むため、シャリーアの相続規範に拘束され、遺産の分割計算を必要とする。そのことが、物件の価格が記入された理由であろう。これに対し、目録2には価格も分割計算も記されない。この点とは別に、目録2には目録1にはない情報が2つある。「トユール toyūl 対象村」と「メフルジャハーンの村」の情報である。

「トユール対象村」の実際の項目名は、「私有地も有するトユール対象村 dehāt-e toyūl ke amlāk ham dārad」である。以下紹介する物件は、他の財産と区別され独立して立項されている⁽¹⁷⁾。

ラーズリーク村、アルカランディース村、エスファンジャーン村、ノウジエデフ村、オグラーバード村、ズィーナーブ村

次に「メフルジャハーンの村」に移ろう。正確な項目名は、「閣下たち ḥażarāt (=ウラマー) の陳述 taqrīr によりハージーイエ・シャーザーデ・ハーノム (=メフルジャハーン) 様のもの māl-e sarkār-e [尊称略] Hājiye Shāhzāde であるとされた村」で、以下の6村を記す。

アマンド村 2/3、ビールヴェルディー村、イエンゲジェ村、ゴラームルー村、ダルヴィーシュバッカール村、ベイグジェ・ハートゥーン (=ベイグジェ・ハーノム) 村

このうち、ダルヴィーシュバッカール、ベイグジェ・ハートゥーン両村については、メフルジャハーンが夫ボユクから所有権を得たものである⁽¹⁸⁾。他4村も同様に、しかるべき証拠にもとづき、メフルジャハーンの財産と判断され、記入されたと考えるのが妥当であろう。

この他に目録1ではなく、目録2にのみ記載された物件として、ナザルルー村がある。この村は、ファトフアリー2世が1873/1290年に購入したものである。契約時に作成された売買文書 Asnād 296 011280には、同年（1873年）付の書込 sejelle として、「本契約の代金をハージーイエ・シャーザーデ (=メフルジャハーン) が支払った

ため、本物件は彼女のものである」という陳述が記されている。恐らくこの文書に依拠して、ナザルルー村はメフルジャハーンの所有物と認定され、目録1には記入されなかったのだろう。つまり、目録2に記載された財産の一部は、故人の死に伴う相続の対象となるものではなく、母メフルジャハーンに法的に帰属していたのである。

このように、目録2には母メフルジャハーンの財産も含まれている。筆者は、目録2に母メフルジャハーンの財産が挿入されたのは偶然ではないと考える。恐らくこれは、彼女の財産が、外から見て、ファトフアリー2世の財産として扱われていたことを反映しているのであろう。この傍証となる文書も伝世する。ここでは、1874.12/1291.shavvāl付の軍務大臣セパフサーラールが地方政府に宛てた書翰 Asnād 296010012の冒頭部分を紹介しよう。

寛大なるご主君へ 幸運なる政府の規定に従い、偉大なアミール達の要、アゼルバイジャン総督ハージー・ファトフアリー・ハーンのアルヴァナク地方の村・私有地の税 māliyāt-e dehāt o amlāk-e Arvanaq は以下の通り定められている。

スイース村と枝村423トマン、ダルヴィーシュバッカール村
11トマン7500ディーナール、ノウジエデフ村および… [判読不能] 311トマン5000ディーナール（後略）

引用部分でファトフアリー2世の財産と見做されたダルヴィーシュバッカール村は、実のところ法的には母の財産である（夫ボユクから購入）。実際、目録2では区別して記載されている。このように目録2は、ファトフアリー2世が母の財産を管轄し、外部からは彼がその財産の「保有者」と認識されたことを示している。

目録1、目録2の情報を比較した結果から、2通の性質を以下のように理解するのが妥当であろう。目録1は、付帯するシャリーア文書に拘束されているため、法的にファトフアリー2世個人に属し、彼の死亡時の分割相続の対象となった財産のみを記している。他方、目録2は、ファトフアリー2世が「保有」していた財産を網羅する。つまり、本人の法的な財産に加え、彼の死去時の近親者集団（本人と母）の財産と世襲された特権（トユール）も挿入されていたのであ

る⁽¹⁹⁾。ここから第1章で言及した「遺産目録」(目録1)と「財産目録」(目録2)の違いも明確に理解できるだろう。即ち、目録作成者は、故人に確実に「所有権」が帰属する遺産と、故人により包括的に「保有」された財産を峻別していたのである。さらに関係する行政関連文書からは、ファトフアリー2世が、表向きには母の財産も含む全体の管理・統括を行い、外部(ここでは行政側)との折衝を担った様子が読み取れた。目録2に母の財産も記載された理由は、ここにあったといえるだろう。

3) ファトフアリー・ハーンの財産と相続との関係

本節では、ファトフアリー2世の父ボユクが祖父から贈与・相続を経て取得した財産⁽²⁰⁾と、目録1、目録2の内容を比較し、ファトフアリー2世が「保有した」財産と相続との関連性を論じる。

まず、ファトフアリー2世に所有権が帰属する財産(=目録1の財産)と父ボユクが取得した財産を比べると、市内の商業物件の相伝は非常に少なく⁽²¹⁾、また市外の農村物件も、3件(マレクザーデ枝村、スィース村半分、アミール・ザカリヤー村)のみである。ファトフアリー2世の財産と相続との関係性は、一見するとさほど大きくない⁽²²⁾。

次に目録2にのみ現れる財産も含めて考えてみたい。特にメフルジャハーンに属する不動産6件と、ボユクが相続した財産との関係をみると⁽²³⁾、ダルヴィーシュバッカール村を除く5件は、ボユクが1837年に相続した(正確には共有財産から取得した)物件であったことが判明する。またダルヴィーシュバッカール村も、1847年にメフルジャハーンがボユクから購入した物件である(前節参照)。つまり、メフルジャハーンの所有した6件は、夫ボユクからの購入か贈与によって、妻である彼女に所有権が移転した可能性が高いのである。

生前の財産分与は、前稿で扱った19世紀前半の事例でも見られた。祖父のファトフアリー・ベグは生前、最低二度に亘り、長子ボユクに財産の一部を贈与した。1807年に贈与した際は、同時に長子から

贈与物件を賃貸借し、事実上全財産の一元管理を維持した（阿部2009：62-64）。いま一度の贈与は、ファトフアリー・ベグの死後、贈与陳述が文書化され執行された（Asnād 296012477）。ファトフアリー・ベグが「保有」した財産の半分強は死後に分割相続されたが、前述の通り、相続とは別の経路で長子ボユクに移転された財産も多かったのである。その結果、ボユクは弟の取分を圧倒する財産を得た（詳しくは阿部2009：62-71参照）。このように、19世紀前半の例（ファトフアリー・ベグ）では長子に、続く中葉の例（ボユク）では夫人に、財産が相続以外の経路で移転された（一連の財産移転を示した本稿末の図参照）。ファトフアリー・ベグの財産移転の試みには、父の急死後、彼自身が父方のおじなどと遺産を巡って争った経験（阿部2009：62）などの影響があったと考えられる。

以上の事情に鑑みると、ナジャフコリーの子孫は、19世紀以降少なくとも3代に亘り、血縁集団の代表者及び彼に近い人物に、財産の保有（+移転）に重要な役割を担わせたと推論できる。ファトフアリー・ベグには後継者ボユク、ボユクには正妻メフルジヤハーン、ファトフアリー2世には母メフルジヤハーンがその役割を担った。メフルジヤハーンの財産は、法的には彼女自身に帰属するが、ファトフアリー2世（父ボユクの継承者）の財産と一体化し管理されていた。この実態が、目録2と大臣の命令書に反映している。上記の財産保有の在り方は、相続規範による遺産分割がはらむリスクの軽減を狙ったものともいえるだろう。つまり、被相続人は、後日血縁集団を代表する役割を担う人物に財産の一部を生前分与し、財産が自分一人へ集中するのを防いだ。そして、その死後、全財産が分割対象となる危険を予め回避したと解釈できる。ファトフアリー・ベグ、ボユク両者は、財産を次代に安定的に移転することを目指し、同時に後継者以外への財産の流出を抑制しようと策を講じたのである。

確かに、ファトフアリー・ベグ、ファトフアリー2世の相続に際し、シャリーアに従い、財産の分割が避けられなかつたのも事実である。その点を勘案しても、被相続人らが財産の一体性の維持存続を可能な限り目指し、法の範囲内で、次世代の血縁集団の代表に財

産の移転を試みた点を重要視したい。

ボユクから妻メフルジャハーンに移転された財産6件中5件が、18世紀のナジャフコリー以来の財産だったことも示唆的である。恐らく、ボユクは生前、妻に後継者ファトフアリー2世の補佐、血縁集団の統率、実質的な財産掌握を委ねたと推論される。ファトフアリーの死去前後で、彼女が民事分野で積極的に行動したことは、その証左となろう。例えば、息子から全財産を贈与されたとする陳述を用意し、息子の夫人と争訟したこと、遺言執行人として遺産相続を主導し、幼い孫の後見人として財産管理を担ったこと（後述）などが、文書に記される。ここからは、政治的に、また表向きにはファトフアリー2世が血縁集団を代表したものの、血縁集団内では母メフルジャハーンが大きな力を持っていたことが読み取れる。

4) メフルジャハーンの事例から見る、

財産移転における女性の役割について

ファトフアリー2世による母メフルジャハーンへの全財産贈与（の陳述）は、父祖の試みのように次世代への安定的な財産移転を目指したのでなく、当面の財産流出（夫人モエッズドウレの娘への割当）回避を目的としたものだと理解すべきだろう。

ファトフアリー2世が母を贈与対象者に選んだ理由は何だったのだろうか。まず、彼は病に罹り体調を崩していたという（『タブリーズ史』：233）。息子の死後、メフルジャハーンが用意した全財産の贈与を立証する陳述文書群の謄本集成（Asnād 296010149）を見ると、最も古い全財産贈与の陳述は1869.12/1286.ramażān付である。つまりファトフアリー2世母子は、早くから、病の息子が母より先に死去する事態を予期し、財産移転の布石を打っていたのである。最初に陳述した1869年時点では、ファトフアリー2世の長子ホセインコリーは、10歳前後で法的成年 *bolūgh* に達しておらず、贈与対象者には恐らく幼すぎた。故に、相続人たち（夫人を除けばメフルジャハーンの孫）に対し圧倒的な年長者で、財産全体に影響力を持っていた実母が、一時的に全財産を引き受けることにしたと類推できる。ファ

トフアリー2世と母メフルジャハーンは、2人に属する財産の一体性の維持を優先したのである。

また、1875.12/1292.zu'l-hejje 付の法的勧告 (Asnād 296009907) は、「故人は生前、幼児のことを母に託し、全遺産を委ねる旨を陳述した」経緯に鑑みて、彼女を幼い遺児（モエッゾッドウレの娘の実子）の後見人に任命し、彼らの財産管理の責任を委ねると記す。この勧告からも、母子が財産の一元的な管理を重視し、息子の死後もある程度実現したことが了解される。

メフルジャハーンは、王族出身の高貴さに加えて、妻や母という立場を利用して、財産の保有・移転に重要な役割を果たしている。血縁集団代表のボユクにとっては正妻、後継者のファトフアリー2世にとっては実母であったため、この2代の間に財産を繋ぐことは、彼女の希望（夫の後継者である自身の実子に、財産を移転する）とも一致しただろう。彼女は、ボユク死後は、血縁集団内の実権を握っていた。こうした実権者であるメフルジャハーンが主体的に協力したため、息子は賃貸借契約など法的な手続きを介さずとも、2人の財産の管理・保有を事実上一元化させることができたと言えるだろう。

ファトフアリー2世夫人、モエッゾッドウレの娘がメフルジャハーンの代わりの任を担わなかった理由は、長子で事実上の後継者（つまり血縁集団の次期家長）と目されたホセインコリーの実母でなかつたことにある。後継者ホセインコリーへの最大限の財産の移転を優先するならば、彼との血縁関係を欠くモエッゾッドウレの娘は、役割を限定されるばかりか排除の対象にさえなった。ミールザー・アリーと2人の娘の後見人に、実母である彼女ではなく、メフルジャハーンが就任したこと（上記の法的勧告 Asnād 296009907）もこの傍証となろう⁽²⁴⁾。こうした事情もあって、モエッゾッドウレの娘は、遺産と婚資を請求した。そして目録1に見る通り、双方の主張が交錯し、後継者のいわば後見役たるメフルジャハーンとの紛争に発展したのである。メフルジャハーンとホセインコリーの協力関係は、彼が前記の全財産贈与陳述に証言し、捺印していることからも確かだろう。次世代の代表/家長との関係で、家族内の「女性」が担つ

た財産移転上の役割も異なったことが見て取れるのである。

ナジャフコリーの子孫は、ファトフアリー・ベグ以降、可能な限り、財産を次世代の血縁集団の代表男性、即ち家長に移転し「保有」させようとした。そのため長期的な視点から意図的に生前・死後の贈与・売買を行い、集団内の一部の女性も協力した。つまり、必ずしも法的な帰属を問わず、実質的に全財産を血縁集団の代表者の許で一元的に保有することが重視されたのである。こうした事情が目録1、目録2の情報の異同・差異として表出した。

3：遺産分割と外部からの相続人たちの 財産に対する認識

1) 相続人への遺産分配の詳細

本章では、ファトフアリー2世の遺産分割後、各相続人が取得した物件を紹介し、それを踏まえて彼らの財産が外部からいかに認識されたかを検討する。遺産処分時のファトフアリー2世の相続人は、母メフルジャハーン、妻モエッズドウレの娘、男子3人（1名は相続完了前に死亡。ホセインコリー、ロトフアリー、ミールザー・アリー）、女子5人である。

まず、故人の配偶者モエッズドウレの娘は、メフルジャハーンと合意契約（目録1）を交わし、取分（婚資+遺留分+亡き息子の相続分）を増額された上で、以下の物件を取得した。

ボニース村半分（3400）、占有中の家財（750）、現金 1100：合計5250トマン

1876.1/1292_zul-hejje 付の遺産分配に関する法的勧告・合意文書 Asnād 296009836は、メフルジャハーンが遺言執行人として遺産を処分した経緯を語る。それによれば、メフルジャハーンは、故人の債務を弁済し、モエッズドウレの娘に遺産から割当て、自身も相続した後に（メフルジャハーンが相続した物件名は明記されない）、自身の取分を一部、孫たちに振り分けて増額し、以下のように、男子2000トマン、女子1000トマンとした（本来の女子の取分は684トマン余）。

4名の女子（計4000トマン）⁽²⁵⁾：サーエボルアムル広場にある店

舗群 (4000)

ミールザー・アリー (2000トマン) : アーカー・アリー村とグダラク村 2 村の半分 (1950)、ハートゥーン・ディーザジュ枝村の手形 *barāt* [?] として (50)

ホセインコリーとロトフアリー (計4063トマン) : ケブチャーケ村の半分 (1275)、マランド近郊の農村 (1400)、ラーズリーク村の農地 (780)、ハフト・キャチャーラーン広場の店舗群 (250)、アルカランディース村にある農地 (358)

メフルジャハーンは、女子には分割しやすい店舗を振り分け、ホセインコリーとロトフアリーには、トユールであるラーズリークとアルカランディース両村を「共同相続」させたと推察される。『タブリーズ史』は、ホセインコリーが父の地位を与えられたと伝える(『タブリーズ史』: 233)。血縁集団の中でも、メフルジャハーンは、故人の長子であるホセインコリーを「後継者」とし、トユールと関連した物件を相続させている。加えて、ホセインコリーとロトフアリーは財産を共有したため、2人は密接に結びついたと考えられる。

2) 「外」から見た相続人たちの財産

前節では、故ファトフアリー 2 世の各相続人が、故人の遺産から取得した物件を(メフルジャハーンを除き)明らかにした。それを踏まえ、本節では、行政府や外部の人間が、各相続人が相続した財産に対して、どのような認識を持っていたのかを検討する。具体的には、1876年の財産分割以降の、行政府の命令書や行政府への請願など3通を年代順に紹介する。ここから、故ファトフアリー 2 世の長子で後継者のホセインコリー・ハーンが、他の相続人の財産の保有者・管理者と見なされた事実が見えてくるだろう。

(1) 1876.4-5/1293.rabi' 2 付皇太子 (モザッファロッディーン・ミールザー) からの命令書 (Asnād 296010803)。命令書の前半で、ホセインコリーに帰属する村を紹介する部分を訳出してみたい。

印：皇太子 [発]。名誉あるアクバル・ベグ代官 *nā'eb* 殿は、以下の件を心得られたし。

偉大なるアミール達の結実、ホセインコリー・ハーン総督閣下の私有地 melki であるバドウースターン地方にあるアーカー・アリールー（アーカー・アリー）村の某農地に対し、カザキヤン村の村民が権利主張を行った modda'i būdand。[このため、] 貴殿は、上記の村に滞在し、両村の村民何人たりとも係争中の農地に立ち入らせぬように、と命ぜられた。なぜなら、両者の正当性がいまだ明らかでないためである。……（後略）

「ホセインコリー・ハーンの私有地 melki であるアーカー・アリールー（アーカー・アリー）村」という記述は注目に値する。前節で、アーカー・アリー村（の半分）はホセインコリーの弟のミールザー・アリーに相続されたことを確認したが、地方政府側は、同村をホセインコリーに属すると見なしていた。実はミールザー・アリーは相続時、幼少であった。1876.1月付の法的勧告 Asnād 296009907（第2章4節で利用した文書と同一ファイル別文書）は、祖母のメフルジヤハーンを幼児らの後見人 qayyem と定め、財産管理を委ねた。ホセインコリーは、アーカー・アリー村を購入した形跡はなく⁽²⁶⁾、法的な所有権だけでなく管理権さえも持たない。しかし上記文書を読む限り、ホセインコリーは、同村の「持ち主」と見なされただけでなく、実際に紛争当事者として、農地の所有権を巡ってカザキヤン村の農民と争っていたことが分かる。

（2）1878.8/1295.sha'bān 頃のミールザー・タキー Mīrzā Taqī の地方政府への請願要旨 Asnād 296009729⁽²⁷⁾。この文書は、スィース村（タブリーズ西方）と付随する枝村計8件がホセインコリーに帰属することに言及する。

アルヴァナク地方の一部であるスィース村と同村に付属する以下の枝村 mazāre‘

ボニース枝村 世帯 khānevār、アミール・ザカリヤー枝村 100世帯、ゴラームルー枝村50世帯、ベイグジェ・ハーノム枝村80世帯、マレクザーデ枝村30世帯・ハーン……〔判読不能〕のバーグ、……〔判読不能〕枝村、ズィーナーブ枝村⁽²⁸⁾は、総督閣下（=ホセインコリー）の私有地 melk-e moqarrab

al-khāqān Beyglarbeygī であり、歳出入台帳によれば、前記の村と枝村の税 māliyāt-e dīvānī は423トマンである。……(後略)。このうち、ゴラームル一枝村、ペイグジエ・ハーノム枝村は、ファトフアリー2世死去時、メフルジャハーンの所有下にあった(第2章2節参照)。他方、スィース村、アミール・ザカリヤー、マレクザーデ各枝村は、目録1に記載され、ファトフアリー2世の遺産の一部であった。しかし、前節で示した遺産の分配結果を見れば、男子3人女子4人と配偶者に相続された物件はない。ここから、メフルジャハーン(1880年頃没)が相続していたとみて間違いなさそうである。つまり、1878年の請願の要旨で、「総督閣下(ホセインコリー)の私有地」と言及された村々の大半は、その文書が作成された時点ではメフルジャハーンに所有されていたのである。

(3) サー・ヘブ・ディーヴァーンがミールザー・シャフィー・ハーン Mīrzā Shafī‘ Khān⁽²⁹⁾に宛てた徵稅に関する書翰 Asnād 296010012 この文書でも、メフルジャハーンの財産がホセインコリーに属すると見なされている。そのことを示す冒頭部分を取り上げてみよう。

親愛なる閣下へ 偉大なる財務長官 mostowfī al-mamālek 閣下一神よ彼を長命にしたまえーの書状 melaffe によると、ホセインコリー・ハーン総督閣下の私有地 amlāk である以下記された村の税は、次に述べる通りである。

スィース村と枝村423トマン、ダルヴィーシュバッカール村
11トマン7500ディーナール、ノウジエデフ村および…… [判
読不能] 311トマン5000ディーナール(後略)

ここでは、上記3村(+枝村)が「ホセインコリー・ハーンの私有地」と認識されたことが注目される。前章で確認した通り、ダルヴィーシュバッカール村はメフルジャハーンの所有下にあった。またノウジエデフ村、スィース村は目録1では、ファトフアリー2世が所有した財産とされていた。前節でみた遺産分配では、子供たちに分配されていなかったことから、これら2村も、メフルジャハーンに相続され所有されたと見なすのが妥当だろう。

実は、本文書は第2章2節で取り上げた書翰と同一ファイル Asnād

296010012に含まれる。日付は異なるが、両文書が伝える財産と徵税額に関連する情報は酷似している。つまり、行政側は、ファトフアリー2世の財産がホセインコリーにそのまま継承されたという前提に立ち、徵税担当者は、ホセインコリーと税に関し交渉することを想定している。地方政府は、ホセインコリーを上記農村の実際の「保有者・管理者」と認めていたのである。

以上3通の文書から読み取れる地方政府や外部の係争者の理解は、実は法的にメフルジャハーンが所有する財産も、管理を委任されている財産も、ファトフアリー2世の後継者たるホセインコリー（総督の称号を名乗り、他の相続人とは一線を画す）に帰属する、というものだった。メフルジャハーンが幼児の財産をホセインコリーに結びつける「媒介」の役割を果たしていることも無視できない。近親者の最年長者で、相続人らの祖母でもあるメフルジャハーンは、表向きの家長ホセインコリーと協力しつつ、幼児らの後見人となることで、全財産が一度に分裂することを防いだ。ここで彼女が保全しようとした財産、即ち、故ファトフアリー2世と自身の財産の全体は、いわば「(世襲的)家産」と呼ぶに値しよう。

このように、メフルジャハーンは、血縁集団の内部の運営など、民事に関わる分野において活躍する一方、行政との折衝や紛争の当事者としては、「表」に現れなかった。行政に関連する文書等に見られる財産の帰属や血縁集団の代表をめぐる認識と、シャリーア文書に裏打ちされた法的な権利の違いは、女性と政治権力との関係に直接係わっているのである。本稿の事例に基づけば、(当然かもしれないが)女性の活躍は、主として民事分野に限られ、行政などと係わる部分では、ある種の制限が存在したことを物語る⁽³⁰⁾。それ故に、女性であるメフルジャハーンに財産が移転されつつも、その財産は、表向きは血縁集団の代表者/中心人物である息子や孫に保有され管理されるという仕組みも成り立ったのである。

以上、本節で紹介した史料をもとに、ファトフアリー2世死後ににおいても、結びつきの強い近親者集団の財産は、法的な所有権とは別に、外から見た血縁集団の「男性代表者」の許にあると認識され

たこと、その前提に基づき交渉や紛争が行われたことを実証した。あわせて財産の移転・継承の現場で、近親の女性が担った役割も明らかになった。

むすび

シャリーア文書は、財産と相続の問題を考察する上で、例えば、法的な所有権の帰属や相続の形態（共同相続、分割、買戻し）、ワクフ財産の設定やその運用状況など、重要な知見を提供するが⁽³¹⁾、そこから見えてこない部分も多いはずである。本稿では、シャリーア文書に拘束された遺産目録と実態を重視する財産目録の差異の抽出を糸口に、法的な権利関係から乖離した財産保有の在り方と財産移転との相関関係を検討した。

まず目録1、目録2を比較し、浮かび上がる差異を売買・贈与文書等と照合し分析した結果、「遺産目録」（目録1）は所有権の帰属する財産のみを記載し、「財産目録」（目録2）は故人により包括的に「保有」された財産を網羅する、という明確な違いが存在したことを論証した。母メフルジャハーンに法的に帰属する財産は、息子ファトフアリー2世の財産目録（目録2）に記載されただけでなく、行政文書上でも、（本来の法的帰属とは異なり）息子の保有・管理下にあると認識されていた。そこから、血縁集団の財産保有の仕組みが明瞭に浮かび上がった。つまり、血縁集団を外部に対して政治的に代表するファトフアリー2世が、財産の面でも（法的な所有権とは別に）包括的に保有・管理し、その実態に沿って、外部との交渉（例えば地方政府と税に関しての折衝）を行っていたというものである。

ファトフアリー2世の死去に伴い、彼自身が「所有する」財産は分割された。相続人たちの多くが幼く、男子のホセインコリーとロトフアリーが財産を共有したため、婚出していた娘や夫人を除けば、当初の財産の分離は限定的であったはずである。特に財産の一体性の維持に決定的な役割を果たしたのは、夫ボユクの生前1847年頃から自身が1880年頃に死去するまで、相当な財産を所有し続けた祖母のメフルジャハーンであった。この状況下、地方政府や紛争相手

が、故人の遺産とメフルジャハーンの財産を包括的に代表する者と見做したのは、遺産全体の5%以下の2000トマンを相続した長子ホセインコリーであった。つまり、彼は父の地位だけでなく、全財産をも引き継いだと認識されたのである。

イスラーム法では、理論上、ある「もの」の所有権の帰属は明確である。にも拘わらず、本稿では、所有権とは別に、血縁集団を代表する男性に事実上全財産が属するという認識を、財産目録、行政関連文書等の史料上で確認することができた。こうした、シャリーア文書と行政関連文書の認識の齟齬・不一致は、財産と血縁集団の関係を考える上で重要な論点を喚起する。

以上を踏まえつつ、ファトフアリー2世、さらに父ボユクと祖父ファトフアリー・ベグによる財産保有・移転に関しては、以下の通り結論づけられるだろう。ナジャフコリーの子孫たちは、少なくとも19世紀初頭以来、3世代に亘り、家長单独で全財産、即ち家産を「所有」するのではなく、長子・女性など協力者の間で法的には分割しつつも、実際には一元的に「保有」した。つまり、家産が一度に分裂する危険性を、所有権を伴わない「財産保有」の仕組みによって回避しながら、長期的な戦略で、次世代への財産移転を行っていたのである。特に、ナジャフコリーに由来する18世紀以来の財産を、贈与・売買など確実な経路で移転したこと、財産の存続への強い意思を裏付ける。むろん、他の相続人（特に男性）は自己の相続権を請求したため、血縁集団の総意ではないが、単純な均分相続による財産の細分化が放置されたのではなく、家産の維持存続への志向が見られる点を重視したい。

上記の結論を敷衍するならば、19世紀前半のファトフアリー・ベグ以降、この血縁集団はいわば「家」を形成し、この「家」が財産の保有・移転の枠組みとなったと思われる。実は、ナーデル・ミールザーは、『タブリーズ史』の中で、ファトフアリー・ベグとその子孫を、「ドンボリー族 *īl-e Donboli*」全体から区別し、一つの「ハーネ *khāne*」と叙述する（『タブリーズ史』：228）。『タブリーズ史』に現れるこのハーネこそ「家」を示唆し、ファトフアリー・ベグ以降

に、「家」（ナジャフコリー・ハーン家）が成立した傍証ともなるだろう。

加えて、メフルジャハーンが血縁集団の中で果たした役割は、様々な論点を喚起する。彼女は行政文書には現れないが、夫の先祖より伝来する財産を多数所有し、息子の夫人と遺産を巡って争い、遺産の処分を主導し、後見人に就任するなど、民事の分野に広く活躍した。こうした事例は、（高貴な出自が無関係でないにせよ）近親者に関係した民事問題の処理には、男女の区別より、「家」において権威を持つ者が重責を担ったことを示唆する。もっとも、彼女の事例を、「女性の活躍」という議論に安易に結びつけることには慎重になるべきだろう。一連の行動は、「家存続のための尽力」と理解すべきだからである。つまり、男女を問わず、「家」に責任を持つものは、その維持存続に努力したのである。

付言しておくと、メフルジャハーン死後、彼女の遺産（家産全体ではない）は、相続によって分割された。この事態に、新家長のホセインコリーは、他の相続人の遺産請求権を買い取るなどして（一例に Asnād 296011379）、可能な限り不動産の流出を抑えて家産の保全に努めたと推論される。事実、メフルジャハーンの死後約25年後の、1905.1/1322.zū'l-qā'de 付のホセインコリーの「私有地の貨幣・物品収入台帳 *şūrat-e manāfe'* va *hāşel-e naqdī* va *jensī-ye amlāk*」(Asnād 296009796) は、本稿で紹介したメフルジャハーンとファトフアリー2世の財産を（全てではないが）数多く記載している。ここから、ホセインコリーが、家産の維持存続にある程度成功したことが分かるが、それに関しては、稿を改めて論じたい。

財産目録・遺産目録は中東地域でも豊富に存在する史料群である。ただし、個々の事例の背景は複雑であり、周辺史料と照合し、精査することで、はじめて一つ一つの遺産目録の背後に隠された財産の実態や所有権との齟齬・乖離を捉えることが可能となる。本稿で論じた財産の「保有」と移転の関係性を、イラン北西地方だけに留まらず、イラン全体、さらには広く中東全域に事例を求めて比較考量することも、今後の課題としたい。

引用文献

(史料)

Asnād: Documents from Sāzmān-e Asnād va Ketābkhāne-ye Mellī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān.

『タブリーズ史』: Nāder Mīrzā. *Tārīkh va Joghrafi-ye Dār al-Salṭane-ye Tabriz*.

Edited by Gholāmreżā Ṭabāṭabā'ī Majd, Tabriz, 1373sh.

Sharāye': Moḥaqeq Ḥellī, *Tarjome-ye Fārsī-ye Sharāye' al-Eslām*. 4 vols. Translated by Abū al-Qāsem b. Aḥmad Yazdī. Edited by Dāneshpazhūh, M. Tehrān, 1368sh.

(研究文献)

Bāmdād, M. (1378sh) *Sharḥ-e Ḥäl-e Rejāl-e Īrān dar Qarn-e 12 va 13 va 14 Hejri*. 6vols. Tehrān, 1347sh; reprint, Tehrān.

Establet, C. et J. Pascual (1994) *Familles et fortunes à Damas: 450 foyers damacois en 1700*. Damas.

Good, M. (1981) "The Changing Status and Composition of an Iranian Elite." In Bonine, M.E. & N. Keddie (eds) *Modern Iran*. New York, 269-88.

Lambton, A.K.S. (1988) "Land Tenure and Land Revenue Administration in the Nineteenth Century." In *Qājār Persia*. Austin, 33-86.

Lutfī, H. (1985) *Al-Quds al-Mamlūkiyya: A History of Mamlūk Jerusalem Based on Haram Documents*. Berlin.

Meriwether, L. M. (1996) "The Rights of Children and the Responsibilities of Women: Women as Wasis in Ottoman Aleppo, 1770-1840." In Sonbol, A., ed. *Women, the Family, and Divorce Laws in Islamic History*. Syracuse, 219-35.

———. (1999) *The Kin Who Count: Family and Society in Ottoman Aleppo, 1770-1840*. Austin.

Werner, Ch. (2000) *An Iranian Town in Transition: A Social and Economic History of the Elites in Tabriz, 1747-1848*. Wiesbaden.

阿部尚史 (2009) 「財産と相続から見た18-19世紀タブリーズのナジャフコリー・ハーン・ドンボリー一族」『西南アジア研究』70: 48-75.

五十嵐大介 (2009) 「財産保有形態としてのワクフ:「自己受益ワクフ」の

- 理論と実態』『東洋学報』91/1：29-56.
- 國方敬司（2009）「婚姻と家の存続」國方敬司他編『家の存続戦略と婚姻：日本・アジア・ヨーロッパ』刀水書房、3-14.
- 近藤信彰（1993）「ヤズドのモハンマド・タギー・ハーンとその一族：18・19世紀イランにおける地方有力者の実像」『史学雑誌』102/1：1-36
- . (1994) 「ヤズドのハーン家の社会経済的背景：建築事業とワクフを中心として」『東洋学報』76/1・2：53-83.
- . (1996) 「キジルバシュのその後：17～19世紀オルミニエ地方のアシャール部」『東洋文化研究所紀要』129：121-176.
- . (2001) 「マヌーチェル・ハーンの資産とワクフ」『東洋史研究』60/1：1-33.
- 永田雄三（2009）『前近代トルコの地方名士：カラオスマンオウル家の研究』刀水書房.
- 永田雄三・永田真知子（1994）「18・19世紀ボスニア地方の人びと」『アジア・アフリカ言語文化研究』46・47：437-473.
- 羽田正（1991）「イラン」羽田正他（編）『イスラム都市研究：歴史と展望』東京大学出版会、217-263.
- 松田俊道（2000）「マムルーク朝における遺産相続」中央大学人文科学研究所編『アジア史における法と国家』中央大学出版部、295-336.
- 柳橋博之（1998）『イスラーム財産法の成立と変容』創文社。

註

- (1) 本稿では、既往の研究において、地方/都市の名家・エリート・有力家系・貴族などと記される人々を、「地方社会の有力者（の家系／血縁集団）」と一括して述べる。
- (2) 近藤は、ヤズドの一有力者のワクフ財産を調査し、19世紀半ばにおいても、その子孫が、同地のワクフ財産全体中に大きな割合を占めたと述べ（近藤1994：72）、この家系の「継続性」を重視する。ヴェルナーは、タブリーズの指導的有力者層の交替と並行し、市近郊の農村の所有者も、地方社会の支配の新しい担い手に交替したと指摘する（Werner 2000：286-287）。

- (3) 地方社会の有力者ではないが、近藤は、19世紀前半の中央政府高官マヌーチェフル・ハーンの財産構造を示し、彼が広範な地域に財産を所有したことを見た（近藤2001）。
- (4) 五十嵐は、マムルーク朝期のワクフを、所有権を問わない保有から論ずる（五十嵐2009：52）。
- (5) 遺産目録を活用したオスマン朝社会経済史研究の代表例として永田2009；永田・永田1994やオスマン朝下シリアを対象とする Establet et Pascual 1994がある。またマムルーク朝期のハラム文書に含まれる遺産目録を用いた Lutfi 1985がある。
- (6) 本稿では、個々のイスラーム法学者（ウラマー。単数形アーリム）が、シャリーア（イスラーム法）に基づき作成した、契約や合意などに係わる、いわば民事に関連する証書類と、私権に係わる紛争調停のために発給した勧告類をあわせて、便宜上シャリーア文書と呼ぶ。
- (7) メフルジヤハーンとボユクの婚姻文書は1829.11.18/1245.jomādā 1.21付であり、ファトフアリー2世は、父の死去時、22歳以下であったことは間違いない。なお18-20世紀イラン人名士録によれば、ファトフアリー2世は30余歳で死去したという（Bāmdād 1378, 5: 81 (n.)）。
- (8) 本稿で利用した刊本だけでなく石版本（オフセット）でも、この年は不明である。
- (9) カージャール朝最初の宰相ハージー・エブラーヒームの孫、ミールザー・ファトフアリー・ハーン Mirzā Fath ‘Alī Khān を指す。
- (10) 残る2通のうち、1通は Asnād 296010015に含まれ、他の1通は Asnād 296010011に含まれる。
- (11) テヘランの国立公文書館本部に所蔵されるザフラー・ハサニー文書に、目録1の謄本 Asnād 296012468がある。皮で表装され巻物状で、若干の綴り・語彙の違いを除けば正確な謄本である。
- (12) 死の病については、柳橋1998：484-520に詳しい。19世紀イランのシーア派法学の見地からは、*Sharāye’ 1: 369-370*が、死の病について簡潔に説明する。
- (13) モエッソウドウレの娘と彼女の娘（ゼイナブ）がファトフアリー2世の遺産請求の訴えを起こした旨が、ゼイナブ自身が記した請願要旨

fehrest-e ‘arż o ested‘ā’ (Asnād 296010618) に記されている。

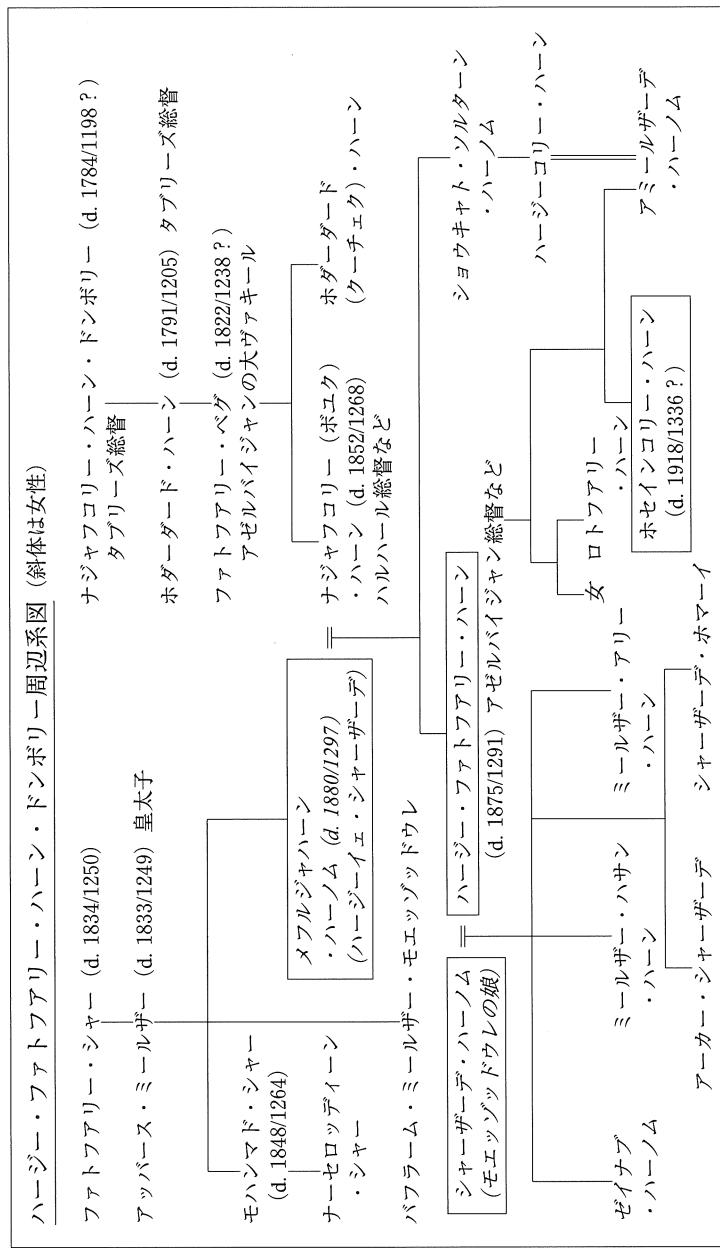
- (14) mokhallafat という語は「遺産」も意味し、マムルーク、オスマン朝では遺産目録を含む遺言書を mukhallafat と呼ぶ（松田2000：297）。本稿では目録の表題・内容から動産と訳した。なお4通存在する目録のうち Asnād 296010015にある2通の目録は両方とも「財産目録」で、目録1と Asnād 296010011の目録は「遺産目録」である。
- (15) イランでは財産所有の持分率の単位にダーング（1ダーングは所有権の1/6）を用いる。本稿中の「～村の半分/～の2/3」等は、全持分の半分（3ダーング）、2/3（4ダーング）を意味する。
- (16) 『タブリーズ史』によれば、「当時（19世紀前半）「ハーン」の位は価値があり、君主がこの呼称 khetāb を高位の軍司令官や総督に与えたものだった」という（『タブリーズ史』：228）。
- (17) ラムトンによれば、トユールとは、ある地域の土地の税収の下賜のことを指し、免税権や司法権を伴うことも伴わないこともあり、拡大解釈すれば、こうした特権を下賜された土地そのものも指すという（Lambton 1988：66）。ヴエルナーは既に所有する不動産に対する免税特権としての役割を強調する（Werner 2000：249）。本稿の事例については、トユールが土地所有を前提とした免税特権と断定することはできないため、ある土地の税収の一定額の下賜という基本的理解に留めておきたい。
- (18) 前者は1847年の売買文書 Asnād 296011265、後者は贈与文書 Asnād 296011276に基づく。
- (19) ファトフアリー2世死去時、恐らく唯一の姉妹は既に死去し、兄弟は存在しなかった。
- (20) ボユクは、生前の贈与+死後実行された贈与と遺産分割を経て、父の財産の半分以上を相続した。前稿で、贈与で得た財産（阿部2009：63-64）と相続分（阿部2009：69）を記した。
- (21) 具体的にはノウバル地区のバーグとハフト・キャッチャーラーン広場の店舗のみと考える。
- (22) ボユク自身が購入した物件（後得財産）がいかほど目録1、目録2に含まれるのか精査する必要がある。しかし、今まで、彼が他の物件を購入したことを見出す証拠を発見していない。

- (23) トユールの6村のうち、3村はファトフアリー・ベグの財産（阿部2009：64）に見られる。
- (24) アレッポの事例として、遺言執行人就任傾向を調べたメリウェザーによれば、遺児の実母が存命の場合は、実母が遺言執行人に就任する傾向が強いという（Meriwether 1996：230）。
- (25) 婚出した女子には、相続額1000トマンに当たる別の物件を与える（Asnād 296009836）。
- (26) 1884.12付の合意文書 Asnād 296011416によれば、成人に達したミールザー・アリーは、父の遺産を請求し、アーカー・アリールー村など（前節で紹介した財産）を、当時の後見人ホセインコリーから取得した。従って、1876年の時点で同村の所有権を喪失していない。
- (27) この文書の内容は、ミールザー・タキーが、ズィーナープ村の所有権を主張したものである。冒頭には、「故ハージー・カーセム・ハーン軍司令官殿の孫、ハージー・ミールザー・タキーの請願要旨 fehrest-e ‘arz o ested‘ā’」というタイトルが付されている。
- (28) 文書中に見られる khānevār という語を「世帯」と訳した。Asnād 296009729の該当箇所には、引用の通り、世帯数が記載される枝村と記載されない枝村がある。
- (29) この人物は、父の跡を継ぎタブリーズの政庁 dīvānhāne に勤務したという（『タブリーズ史』：331）。
- (30) メフルジャハーン所有のアマンド村と隣接村との間で水利権紛争が起こった際に発給された、1876/1293年付の法的勧告・合意文書（Asnād 296012497）によれば、ホセインコリーは、メフルジャハーンの「代理人として vekālatan」相手方と交渉し、合意したという。実際、合意契約の末尾に彼の捺印がある。シャリーア文書たるこの法的勧告・合意文書は、行政文書では捨象された、紛争処理における法的所有者と実際の交渉者の関係を明示している。
- (31) メリウェザーは、18、19世紀アレッポの有力者層を包括的に対象とし、ワクフ設定や遺産処分を考察して、財産移転の仕組みを明らかにしている（Meriwether 1999）。その中で、彼女は、家族全体の財産としての「家産」（family patrimony）の存在を前提としているが（例えば Meriwether

1999: 153, 164, 186)、利用したシャリーア法廷台帳の情報に基づき、法的な原則に則って議論しているため、本稿で論証した、法的所有権と一致しない財産保有を通して見られる家産の在り方には分析が及んでいない。

付記：本研究を行うにあたって、松下国際財団および富士ゼロックス小林節太郎記念基金の助成を受けた。

(東京大学グローバルCOEプログラム特任研究員)



表：故ハーリー・ファトフアリー・ハーン・ドンボリー総督の遺産目録 *sūrat-e mātrūkāt*

41349 トマン1950ディーナール（遺産総額）	
うち28933 トマン（約69.9%）	
・19675 トマン：（タブリーズ市内外の不動産）9件	
・9258 トマン：（タブリーズ市内外の不動産）5件	
うち2996 トマン1950ディーナール（約7.2%）	
・2150 トマン2500ディーナール：（債権 mojālebat）6件	
・845 トマン4450ディーナール：戊年（it 'il = 前年）の収入の余剰分	
うち9420 トマン（約22.7%）：家財等	
うち15055 トマン7650ディーナール（債務総額）【実際の総計24036t. 6525d.】	
うち12963 トマン825ディーナール：債務の合計15075t. 8150 d.】（約62.7%）	
・1639 トマン5625 [6325] ディーナール：債務（支払等）32件	
・453 [473] トマン1000ディーナール：債務（葬儀関連費用含む）16件	
うち1077 トマン8500ディーナール（約4.5%）：政府への支払い（税）	
うち7882 トマン9875ディーナール：（賃資、ボエクの遺産に対する相続分）（約32.8%）	
= 残額 bāqī 17222 トマン6125ディーナール（遺産総額から債務を差し引いた額）	
- 差引 5774 トマン1975ディーナール：メフルジヤハーンへ 1 / 3 (= 遺贈)	
= 残額 11548 トマン3950ディーナール（遺贈分を除いた遺産残額）	
- 差引 2646 トマン5073 [5072] ディーナール：割当相続人 (ashāb al-farā' id) の取分	
・1924 トマン7325ディーナール：母メフルジヤハーンの相続分 sedsīye	
・721 トマン7747ディーナール：妻モエッヅ・ドウラの娘への相続分 thommīye	
= 残額 8901 トマン8878ディーナール	
÷ 13割当 sahm：息子4人+娘5人（男女2：1の比率）	
= 684 トマン7606ディーナール（女子1人分の相続額）	

図：ファトフアリー・ベガ以後の財産移転の経路（矢印の向きは財産の移転方向示す）

